

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
警察本部 地域部 通信指令室	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="489 554 1567 684"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>東京都</td> <td>令和3年10月17日から 同月22日まで</td> <td>30,920円</td> <td>令和3年12月16日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	東京都	令和3年10月17日から 同月22日まで	30,920円	令和3年12月16日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <hr/> <p><b>【地方自治法施行令】</b>                      (概算払)                      第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。                      一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (概算払の精算)                      第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>本事例について所属内で共有し、旅費事務の適正な執行を行うよう周知徹底を行った。                      今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日									
A	東京都	令和3年10月17日から 同月22日まで	30,920円	令和3年12月16日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年6月8日から同年7月8日まで）